

全国福祉高等学校長会規約

第1章 総則

第1条 本会は、全国高等学校長協会規約第6条に規定する部会であり、全国福祉高等学校長会とする。事務局は理事長校に置く。

第2条 本会は関係機関との緊密な連携の下に、福祉教育の振興を図ることを目的として次の事業を行う。

- 1 福祉教育の振興に関する調査研究
- 2 福祉教育の振興に関する要望及び陳情
- 3 研究会、協議会、講演会、講習会等の開催
- 4 会報その他必要な図書の刊行
- 5 会員の互助と親睦
- 6 一般財団法人全国高等学校福祉教育振興会の事業の援助
- 7 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第3条 本会の会員は、福祉に関する科目を置く高等学校の校長とする。

第4条 本会に次の役員を置く。

理事長 1名 副理事長 3名 理事 16名 (第5条第3項、第22条)

監事 2名 顧問 若干名 特任理事 若干名

第5条 役員を選出は次の各号の定めるところによる。

- 1 理事長は、5ブロックによる輪番制とし、当該ブロックによる選出後、理事会及び総会の承認を経ることとする。ブロックは細則第1条に定める。
- 2 副理事長は3ブロックから各1名選出する。選出後理事会及び総会の承認を経ることとする。ブロックは細則第2条に定める。
- 3 理事は各支部に1名割り当て、概ね加盟20校に付き1名を追加で割り当てることとし、会員の中から選出する。追加割り当て数は細則第3条に定める。
- 4 監事は2名までとし、理事を除いた会員の中から理事長が委嘱する。
- 5 顧問及び特任理事は必要に応じて理事長が委嘱する。
- 6 事務局及び会計等の職員は、理事長が委嘱する。

第6条 役員の任務は次の各号、各項の定めるところによる。

- 1 理事長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは協議してその職務を代行する。また、各ブロック及びブロック担当部会の活動の統括・調整や、課題の把握と改善を図ることとし、部会に所属しないこととする。副理事長の担当ブロックは第8章第23条に定める。
- 3 理事は各地区の会員を代表し、各地区の校長会を開催し会務を執行する他、副理事長を通して理事長と連携し、課題の把握と改善を図ることとする。また、次の各項の責任者としての職務を担

うこととする。

- (1) 地区の高校福祉教育の発展、課題確認、全国福祉高等学校長会への要望の取りまとめ
- (2) 各都道府県の状況把握
- (3) 全国福祉高等学校長会や全国産業教育フェアの地区開催に際しての協力体制の構築
- (4) 生徒体験発表や介護技術コンテストの地区代表の選出
- (5) 社会福祉・介護福祉検定の作問委員の推薦
- (6) その他、理事の具体的な職務内容については別紙に定める

4 監事は本会の事業及び会計を監査する。

5 事務局及び会計等の職員は、会務を執行する。

第7条 役員の任期は次の通りとする。

- 1 役員の任期は2年とする。役員の再任は妨げない。
- 2 在任期間中に異動があった場合は、後任者が残りの任期を引き継ぐこととする。

第8条 委員の委嘱

- 1 本会は必要に応じて加盟校及び加盟校以外から、福祉教育に精通した教員を委員として委嘱することができる。
- 2 委員は本会の目的を達成するための委員会に所属する。

第3章 総会及び理事会

第9条 本会は定期的に総会（8月）及び理事会（5月、8月、1月）を開催する。

理事長は、理事会に学科主任等代表者を招集することができる。

第10条 総会は本会の最高議決機関である。

第11条 総会の議長団はその都度、開催地区の会員の中から地区の責任で選出する。

第12条 総会では次の事項を審議する。

- 1 予算、決算及び会務の報告
- 2 本会の事業に関する事項（各部会報告）
- 3 その他重要な事項

第13条 総会の議決は出席者の過半数による。

第14条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

第15条 理事会における議決権は、代表理事1名とする。

第16条 理事会では次の事項を審議する。

- 1 予算の議決
- 2 決算の承認
- 3 事業計画の承認
- 4 要望及び陳情書等の審議
- 5 各部提案の審議
- 6 各地区持ち寄り議題の審議
- 7 その他重要な事項

第17条 理事会で必要と認められた時は臨時に総会を開くことができる。

第4章 部会及び委員会

第18条 本会の事業を推進するため、担当理事の下に部会を設置し、次の各号、各項の定めることを審議する。また、各部会は会務を執行するにあたり、理事会の諮問に基づき理事長承認の下に委員会を設置することができる。

- 1 本会に、事務局・研修部・生徒発表部・資格検定部・広報編集部・調査統計研究部・HP運営部・表彰部の8部会を置く。
- 2 各部会は次のことを行うこととし、事務局を除き、第8章第23条に定めるブロック内での2年毎のローテーションとする。再任は妨げない。
 - (1) 事務局
会計業務、理事会・学科主任等代表者会議の運営、全国福祉高等学校長会や産業教育フェアの地区開催に際しての協力体制の構築
 - (2) 研修部
法改正などの確認と周知、授業研究、H1研修の企画・運営、介護福祉等に係る講習会等の企画・運営
 - (3) 生徒発表部
全国各地支部の出題内容、採点基準等の情報収集と発信・検証・提言、地区支部における介護技術コンテスト及び生徒体験発表の運営補助、全国産業教育フェアへの担当者派遣、検証結果の発信
 - (4) 資格検定部
作問委員の招集と委員会の開催、社会福祉・介護福祉検定の問題作成の行程表及び級別問題の基準の作成、社会福祉・介護福祉検定の実施
 - (5) 広報編集部
全国福祉高等学校長会の活動を発信、各県・各地区支部・各高校の取り組みを全国発信、HP運営部との連携、全国大会報告書の冊子作成
 - (6) 調査統計研究部
介護福祉士国家試験調査の実施、介護福祉士養成校調査の実施（5条報告と同様のもの）、卒業生調査の実施、加盟校の学校調査、教員調査、調査結果のまとめと公表、高校福祉調査に関する外部との連携・発信、調査結果の分析・研究考察及び結果報告、研究のための調査の実施
 - (7) HP運営部
HPの管理・運営、広報編集部との連携、各県・各地区・各高校への情報依頼及び発信
理事長承認のもと特任理事を配置することができる。
 - (8) 表彰部
功労者、教員、生徒の表彰業務
- 3 その他必要な事項は理事会の承認を経て理事長が決定する。
- 4 委員会に所属する委員は、担当理事の提案をもって理事会が選任及び解任する。
- 5 部会、委員会の他に特別部会、特別委員会を置くことができる。

第5章 表彰

第19条 本会に貢献ある者に対して、理事会承認のもと理事長がこれを表彰する。表彰規定は別にこれを定める。

第6章 会計

第20条 本会の会費は年額10,000円とし、毎年7月までに事務局に納入する。

第21条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 地区支部

第22条 本会に下記の地区支部を置く。

- 1 北海道
- 2 東北
- 3 関東
- 4 北信越
- 5 東海
- 6 近畿
- 7 中国
- 8 四国
- 9 九州

第8章 副理事長担当ブロックと職務

第23条 副理事長の担当ブロックは次の通りとし、第6条第2項の職務を遂行することとする。

北海道・東北・関東ブロック ⇒ 調査統計研究部・表彰部

北信越・東海・近畿ブロック ⇒ 研修部・広報編集部・HP運営部

中国・四国・九州ブロック ⇒ 資格検定部・生徒発表部

第9章 規約の変更

第24条 本規約は、総会の決議を経なければ変更することができない。

付 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和8年4月1日から施行する。